

諮問事件：

諮問番号：平成17年諮問第2号

平成17年諮問第3号

平成17年諮問第4号

事件名：平成14年に実施された特定の社会保険事務局に対する会計検査院の現地検査による指摘事項に関する文書等の一部開示決定に関する件

平成16年に実施された特定の社会保険事務局に対する会計検査院の現地検査による指摘事項に関する文書等の一部開示決定に関する件

平成16年に実施された特定の社会保険事務局に対する会計検査院の現地検査による指摘事項に関する同院から同社会保険事務局への指示文書の不開示決定に関する件

諮問日：平成17年11月7日

答申日：平成18年12月1日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

特定の社会保険事務局（以下「本件社会保険事務局」という。）に対する会計検査院の現地検査による指摘事項に関する文書等の開示請求に係る対象文書として特定された次の から までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、諮問庁が不開示としている部分のうち、 、 及び の文書について、別表2の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

会計現地検査の結果について（医療関係）（平成14年2月12日起案）（以下「文書1」という。）

会計現地検査結果に係る事実確認調査の実施について（医療関係）（平成14年2月19日起案）（以下「文書2」という。）

会計検査院現地調査にかかる事後調査の結果について（報告）（平成14年8月23日起案）（以下「文書3」という。）

現地検査の結果について（平成14年9月17日）（以下「文書4」という。）

会計検査院現地検査の結果について（回答）（平成14年9月26日）（以下「文書5」という。）

会計検査院実地調査にかかる事後調査の結果について（報告）（平成14年12月25日起案）（以下「文書6」という。）

会計検査院実地調査にかかる事後調査の結果について（報告）（平成15年5月16日起案）（以下「文書7」という。）

実地検査の結果について（平成15年8月19日）（以下「文書8」という。）

会計検査院実地検査の結果について（回答）（平成15年8月29日）（以下「文書9」という。）

会計実地検査の結果について（医療関係）（平成16年12月6日起案）（以下「文書10」という。）

会計実地検査結果にかかる事実確認調査の実施について（医療関係）（平成16年12月7日起案）（以下「文書11」という。）

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき本件社会保険事務局の長に対して行われた別表1の文書の開示請求に関し、請求された文書（以下「本件請求文書」という。）のうち(1)及び(2)を除く各文書について事案の移送を受けた会計検査院事務総長（処分庁）が平成17年8月3日付け170普第199号（文書1から文書9までを対象。平成17年（情）諮問第2号関係。以下「第199号決定」という。）及び同第200号（文書10の一部及び文書11を対象。平成17年（情）諮問第3号関係。以下「第200号決定」という。）により行った一部開示決定並びに同第201号（文書10のうち第200号決定の対象とされている部分を除く部分を対象。平成17年（情）諮問第4号関係。以下「第201号決定」という。）により行った不開示決定（以下、これらを併せて「第一次決定」という。）について、その取消しを求めるといったものであった。

そして、本件審査請求の提起後、処分庁は、原処分（第一次決定）を変更し、後記第3の1(3)のとおり、第200号決定及び第201号決定に係る対象文書の一部を開示する旨の決定（以下、これらを「第二次決定」という。）を行った。

これを受け、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち第二次決定後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるといったものに変更している。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 「平成14年検査年次における医療に係る検査の結果等に関する情報」に基づく会計検査院の最終的な結論は既に出ており、公表されているのであるから、当該情報は、「検査過程初期の事実関係の把握も十分でない段階における精度不十分な情報」でも「未成熟な情報」でもない。

イ 会計検査院の検査は、本件社会保険事務局等に対して行われるものであり、検査の対象者ではない審査請求人に情報が開示されたとしても、会計検査院とその検査を受ける者（本件社会保険事務局等）との間の率直な意見交換を阻害することはない。

ウ 検査調書の記載内容は、会計検査院の検査を受ける者である本件社会保険事務局等には、既に具体的に明らかになっているのであるから、検査の実施に支障を及ぼすおそれもありえない。

エ 処分庁は、会計検査院の検査活動は一定の密行性、秘密性が要請されると指摘するが、密行性・秘密性は、同院の検査を受ける者との間では保たなければならないが、第三者である審査請求人との間で保たれる必要はなく、憲法第90条から明らかのように、主権者たる国民からの負託を受けて同院の検査が行われるものである以上、その過程は原則的に第三者である審査請求人ら国民に公開すべきであり、公開により検査が困難になるおそれは具体的に明らかにされるべきである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 開示決定等の経緯

#### (1) 事案の移送

本件開示請求は、本件社会保険事務局の長に対し、「会計検査院実地検査に係る文書等」の開示を求めたものである。この開示請求に対し、本件社会保険事務局の長は、平成14年及び16年に会計検査院の特定の検査担当課による実地検査を受けていたことから、対象文書として14年における会計検査（以下「14年実地検査」という。）に関する文書（文書1から文書9まで）及び16年における会計検査（以下「16年実地検査」という。）に関する文書（文書10及び文書11）を特定した上、本件対象文書が同院により作成されたものなどであり、また、同文書に記録されている情報の重要な部分が同院の検査事務に係るものであったことから、法第12条第1項の規定に基づき、同院の事務総長（処分庁）に事案を移送した。

なお、本件社会保険事務局の長は、本件請求文書のうち、別表1の(1)及び(2)に該当する行政文書は存在しないとしており、これらについては移送の対象に含まれていない。

(2) 原処分

事案の移送を受けた処分庁は、次のとおり開示決定等を行った。

ア 本件対象文書中、14年実地検査に関する文書として特定された文書1から文書9までの各文書については、当該各文書に記録された情報のうち、実地検査を実施した事実に関する情報が記録された部分は開示することとする一方で、その他の情報（検査の一過程における未成熟な検査の結果等に関する情報）が記録された部分は不開示とした（第199号決定）。

イ 本件対象文書中、16年実地検査に関する文書として特定されたもののうち文書10の一部及び文書11については、当該各文書に記録された情報のうち、当該文書の存在する事実に関する情報が記録された部分は開示することとする一方で、その他の情報（当時進行中であった17検査年次（16年10月から17年11月まで。本件の16年実地検査は、その実施された月の関係で、17検査年次に属する。）の検査過程における特定の検査事項に関する実地検査の実施状況等に関する情報）が記録された部分は不開示とした（第200号決定）。

ウ 本件対象文書中、16年実地検査に関する文書として特定されたもののうち文書10の一部（上記イで述べた部分を除く部分）については、当該文書（部分）に記録された情報のすべてが17検査年次の検査過程における特定の検査事項に関する実地検査の実施状況等に関する情報であると認められたことから、当該文書（部分）のすべてを不開示とした（第201号決定）。

(3) 原処分及び審査請求の内容の変更

処分庁は、原処分に対する審査請求について会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問後の17年11月に、同月をもって17検査年次の検査過程が終了し、当該検査の結果等が平成16年度決算検査報告に掲記され、公表されたことから、第200号決定及び第201号決定において、「現検査年次の検査過程における実地検査の実施状況等に関する情報」であることを理由として不開示とした情報が記録された部分のうち、実地検査を実施した事実に関する情報が記録された部分については開示することとする旨の第二次決定を行った。

そして、上記のとおり原処分が変更されたことを受け、本件審査請求

人は、本件審査請求の趣旨を原処分の変更（第二次決定）後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更している。

## 2 本件対象文書に記録された情報の不開示情報該当性

### (1) 本件対象文書の分類

本件対象文書を各文書に記録された情報の内容・性質に即して分類すると、おおむね次のA文書ないしD文書に分類される。

#### ア A文書

会計検査院の本件社会保険事務局に対する実地検査の結果等、これを踏まえ同院が同局に対し特定の検査事項について追加調査の実施、関係資料の収集等（以下「追加調査等の実施」という。）を指示した内容、同局による当該追加調査結果の概要等が記録されている文書であって、B文書及びC文書に該当しないもの

#### イ B文書

本件社会保険事務局に対する実地検査の結果等を踏まえ、実地検査又はその延長である検査過程において、会計検査院が同局に対し所要の追加調査等を実施の上、作成・提出するよう指示した特別調書の様式及び記載要領、並びに同局において同院の指示に基づいて所要の追加調査等を実施の上、作成され、同院に提出された特別調書（添付資料を含む。）の控え

#### ウ C文書

本件社会保険事務局に対する実地検査の延長である検査過程において、会計検査院が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第26条の規定により作成し、同局の長に発遣した質問文書（照会文書）及びこれに対して、同局の長が作成し、同院に送付した回答文書の控え

#### エ D文書

本件社会保険事務局内部における決裁文書のかがみ等、A文書ないしC文書以外の文書

### (2) A文書に記録された情報の不開示情報該当性

#### ア 実地検査の結果等に関する情報の内容・性質

会計検査院が同院の検査の対象である国の機関等（以下「受検庁」という。）に対して実地検査を実施した結果、同院において一定の疑義を生じ又は検査の端緒をつかむなどして実地検査の終了後も引き続き検査を継続する必要があると認めた場合には、実地検査の最終日に行われる「実地検査結果の打合せ」ないし「講評」（以下「打合せ」という。）において、当該検査事項ないし事態の概要等を必ず受検庁に

対して告知ないし説明することとされている。このように会計検査院が特定の検査事項ないし事態を実地検査の打合せ事項としたということは、同院の受検庁に対する正式な検査継続の通告であると理解されている。

そして、会計検査院が実地検査において打合せ事項の告知ないし説明を行う際には、受検庁に対し、当該事項に関する一定の追加調査等の実施についても所要の指示ないし依頼を行うのが通例である。

このような事情から、一般に、実地検査期間中又は実地検査終了後に会計検査院の担当調査官等が文書等により行う追加調査等の実施に関する指示の内容は、同院において検査上の疑義を生じ又は検査の端緒をつかんだ検査事項（実地検査の打合せ事項）の内容のみならず、実地検査及びその延長である検査過程における同院の具体的な検査事項ないし検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項、検査手法ないし検査手順等を端的に示すものである。

また、このような会計検査院の追加調査等の実施に関する指示の内容は、実地検査の結果（実地検査の打合せ事項）等を踏まえたものであるから、実地検査の結果等に関する情報に属するものである。このような情報は、受検庁による追加調査等の実施の前段階における情報、すなわち、検査過程初期の事実関係の把握も不十分な段階における精度不十分な情報であり、実地検査の延長である検査過程における特別調書の作成・提出等を通じた十分な検証を経たものでも、また、質問文書の作成・発遣及び回答文書の受領の手続を通じた受検庁による事実関係の公式の確認等の手続を経たものでもなく、さらには、検査の結果等を審議、検討、判断するために会計検査院内部に定められた周到かつ慎重な審理・判断過程における審議・検討を経たものでもないから、実体的にも手続的にも至って未成熟な情報であり、本来的に公表になじまない性格のものである。

#### イ A文書を構成する各文書の内容・性質

A文書を構成する各文書をその内容・性質に即して更に大別すると、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 14年実地検査又は16年実地検査の期間中に会計検査院の検査担当課において作成され、当該実地検査期間中に担当調査官等から本件社会保険事務局に交付された文書であって、当該実地検査の結果等及びこれを踏まえた所要の追加調査等の実施に関する同院の具体的な指示内容（指摘事項の内容、追加調査の実施内容、追加調査

を実施すべき医療機関等)を記載したもの

(イ) 本件社会保険事務局において、会計検査院の实地検査の結果等を踏まえた指示に基づき所要の追加調査等を実施するため、又は実施した追加調査等の結果を同院に報告するために作成された文書であって、当該实地検査の結果等の概要、追加調査結果の概要等を一覧表の形式に整理して記載したもの

ウ A文書のうち不開示とされている部分の不開示情報該当性

A文書を構成する各文書に記録された情報のうち不開示とされているものの不開示情報該当性について検討すると、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 法第5条第6号該当性

A文書を構成する各文書に記録された情報のうち不開示とされたものは、いずれも本件社会保険事務局に対する会計検査院の实地検査の結果等に関する情報であり、その内容は、同院の实地検査の結果等、これを踏まえ同院が同局に所要の追加調査等の実施について具体的に指示した内容、同局による当該追加調査結果の概要等である。

したがって、当該情報は、实地検査及びその延長である検査過程における会計検査院の具体的な検査事項ないし検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項、検査手法ないし検査手順等を端的に示すものである。

このような情報が開示され、公表された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査を実施する場合において、受検庁一般又はその他の関係者一般(以下、第3において「受検庁等」という。)に対し、当該検査事項及びこれに係る同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項、検査手法ないし検査手順等をあらかじめ告知する結果となり、受検庁等において周到な实地検査対策を施すことを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、一般に、検査過程では、会計検査院の実施した検査の結果等を巡り、同院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われるものであり、このような同院と受検庁との間の意見交換ないし討議の内容を成す情報も同院の検査の結果等に関する情報に属するものであるところ、これらの意見交換ないし討議というものは、その内容の非公表を前提として行われているもので

ある。

したがって、上記のような情報が開示され、公表された場合には、検査過程における会計検査院と受検庁一般との間の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施に支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院では、検査の結果等に関する情報について、同院内部に定められた何段階にもわたる審理・判断過程における周到かつ慎重な審議・検討の手続を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを同院の正式な指摘事項等として各年度の決算検査報告に掲記し、公表することとしてきたところである。

したがって、上記のような検査の一過程における未成熟な情報が開示され、公表された場合には、周到かつ慎重に定められた審理・判断過程の手続的意義を損ねるのみならず、外部の圧力・干渉等を招来するなどして、審理・判断過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすおそれがあり、すなわち、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報（法第5条第6号柱書き）であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

(イ) 法第5条第5号該当性

A文書を構成する各文書に記録された検査の結果等に関する情報は、前記アのとおり、検査過程初期の事実関係の把握も不十分な段階における精度不十分な情報であり、実体的にも手続的にも至って未成熟な情報であることから、本来的に公表になじまない性格のものである。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、次のようなおそれがある。

現在又は将来の検査過程における会計検査院と受検庁一般との間の検査の結果等を巡る率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施に支障を及ぼすおそれ

検査官会議その他会計検査院内部に定められた審理・判断過程

の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な検査の結果等として決算検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいてはこれらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

検査続行中の（検査の一過程における）精度不十分な情報が会計検査院の最終的・確定的な検査の結果等であると国民一般に受け取られるおそれ

会計検査院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査上の重点事項、検査の着眼点、検査手法ないし検査手順等が外部に流出することとなり、現在又は将来の検査過程において受検庁等に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

よって、これらの情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（法第5条第5号）にも該当する。

(3) B 文書に記録された情報の不開示情報該当性

ア 特別調書に記録された情報の内容・性質

会計検査院が受検庁に対し、特定の検査事項について、実地検査の実施前又は実施後に所要の調査等を実施するよう具体的に指示し、当該調査結果を同院の指定する一定の様式に整理するなどして（各種の関係資料とともに）報告するよう求め、その作成・提出を受ける検査調書については、一般に「特別調書」と呼ばれている。

そして、会計検査院が受検庁に対し実地検査の結果等を踏まえて特別調書の作成・提出を求める場合には、所要の追加調査の実施の内容・方法、特別調書の様式及び追加調査の結果の記載内容・方法、特別調書に添付して提出すべき各種の関係資料等について、同院の担当調査官等から文書（特別調書の様式、記載要領等）又は口頭で具体的に指示するのが通例である。

また、一般に、会計検査院が特別調書の正式な提出を受けるに当たっては、受検庁からその記載内容（追加調査の結果等に関する報告内容）について事前（又は事後）に詳細な説明ないし報告を受け、なお疑義が残る場合には更なる追加調査の実施、各種の関係資料の収集・

整備等について指示するなどした上、当該記載内容について、これを基礎付ける各種の関係資料の有無・内容等を精査し、入念な検証を行うことになる。

このような特別調書の内容・性格に照らし、一般に、会計検査院において作成・交付した特別調書の様式、記載要領、受検庁に対し収集・提出を指示した関係資料の内容・種別等に関する情報、受検庁から正式に提出された特別調書に記録された実地検査の結果ないし追加調査等の結果に関する情報からは、実地検査及びその延長である検査過程における同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査上の重点事項、検査の着眼点、検査手法ないし検査手順等を端的に読み取ることが可能である。

また、提出された特別調書に記録された実地検査の結果ないし追加調査等の結果に関する情報は、ある程度事実関係の解明が進んだ段階における検査の結果等に関する情報ではあるものの、質問文書の作成・発遣及びこれに対する回答文書の受領の手続を通じて受検庁による事実関係の公式の確認等を経たものではなく、また、会計検査院内部に定められた審理・判断過程における審議・検討を経たものでもないから、その性質上、いまだ検査の一過程における未成熟な情報であり、本来的に公表になじまない性格のものである。

#### イ B文書を構成する各文書の内容・性質

B文書を構成する各文書をその内容・性質に即して更に大別すると、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 14年実地検査及び16年実地検査の結果等を踏まえ、会計検査院の検査担当課において作成・交付した「事後調書(報告書)の作成について」と題する特別調書の様式及びその記載要領

(イ) 本件社会保険事務局が、上記の実地検査の結果等を踏まえた会計検査院の指示に基づいて実施した追加調査等の結果を上記の特別調書の様式及びその記載要領により記載し、各種の関係資料を添付して同院に提出した特別調書及びその添付資料の提出控えの文書

#### ウ B文書のうち不開示とされている部分の不開示情報該当性

B文書を構成する各文書に記録された情報のうち不開示とされているものの不開示情報該当性について検討すると、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 法第5条第6号該当性

B文書を構成する各文書に記録された情報のうち不開示とされた

ものは、「事後調書（報告書）の作成について」と題する会計検査院の特別調書の様式及びその記載要領、本件社会保険事務局に対する同院の実地検査の結果等、当該実地検査の結果等及び追加調査等の実施に関する同院の指示を踏まえ同局が実施した追加調査の結果等に関する情報であり、当該情報からは、実地検査及びその延長である検査過程における同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項、検査手法ないし検査手順等を端的に読み取ることが可能である。

また、当該情報は、会計検査院と受検庁との間の意見交換ないし討議の内容を成す情報であり、検査の一過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、前記(2)ウ(ア)で述べた各種の「おそれ」と同様の「おそれ」があり、これらの情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する「おそれ」があるものに該当する。

(1) 法第5条第5号該当性

B文書を構成する各文書に記録された情報のうち不開示とされたものは、会計検査院の本件社会保険事務局に対する実地検査の結果等、当該実地検査の結果等及び追加調査等の実施に関する同院の指示を踏まえ同局が実施した追加調査の結果等に関する情報であり、同院に報告され、その精査・検証を受けるために記録されたものである。

したがって、当該情報は、その性質上は、なお検査の一過程における未成熟な情報であり、本来的に公表になじまない性格のものであって、このような情報が開示され、公表された場合には、前記(2)ウ(イ)で述べた各種の「おそれ」と同様の「おそれ」があり、これらの情報は、法第5条第5号に規定する「おそれ」があるものにも該当する。

(4) C文書に記録された情報の不開示情報該当性

ア 質問文書及び回答文書に記録された情報の内容・性質

会計検査院において、実地検査を実施し、また、特別調書の作成・提出を受けるなどして検査を継続した結果、当該検査の結果等について受検庁に対し正式に文書による質問を発し、当該事実関係についてその公式の確認を求めるとともに、これに対する見解の表明等を求める要があると認める場合には、会計検査院法第26条の規定により、

当該検査の結果等を整理して記載した質問文書を作成し、受検庁に発遣することになる。

そして、当該質問文書に対する受検庁の回答文書を受領したときは、その内容（受検庁による事実関係の公式の確認、当該事態に対し表明された見解ないし改善の措置の内容等）についても十分に勘案した上、当該検査の結果等を取りまとめ、会計検査院の正式な指摘事項等として決算検査報告に掲記し、公表する要があると認める場合には、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、その説明資料（質問文書及び回答文書の写しを含む。）とともに、同院内部に定められた審理・判断過程に供することとされている。

質問文書は、実地検査及びその延長である検査過程における会計検査院の検査の結果等を整理して記載し、作成されるものであり、また、回答文書は、これに対する受検庁の回答であるから、これらの文書に記録された情報からは、それまでの検査過程における同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査上の重点事項、検査の着眼点等を端的に読み取ることが可能である。

また、一般に、検査過程では、会計検査院の実施した検査の結果等を巡り、同院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われるものであり、このような同院と受検庁との間の意見交換ないし討議の内容を成す情報も同院の検査の結果等に関する情報に属するものであるところ、これらの意見交換ないし討議というものは、その内容の不公表を前提として行われるものである。そして、質問文書の作成・発遣及び回答文書を受領は、会計検査院の実施した検査の結果等に関する事実関係、これに対する評価、改善の方策等に関する同院と受検庁との間の意見交換ないし討議の内容を文書により確認するために行われるものであるから、質問文書及び回答文書に記載される情報も、その内容の不公表を前提とするものである。

さらに、質問文書及び回答文書に記載される検査の結果等に関する情報は、上記のとおり、検査の一過程における会計検査院の検査の結果等及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換ないし討議の内容に関する情報であるにすぎず、審理・判断過程における最終的な検査官会議の議決を経た同院の最終的・確定的な検査の結果等に関する情報ではないから、その性質上は、なお検査続行中の（検査の一過程における）未成熟な情報であり、本来的に公表になじまない性格のものである。

イ C文書を構成する各文書の内容・性質

C文書を構成する各文書をその内容・性質に即して更に大別すると、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 14年実地検査の結果等を踏まえ、会計検査院事務総局の担当局長が本件社会保険事務局の長あてに作成・発遣した質問文書(2件)

(イ) 上記(ア)の各質問文書に対する本件社会保険事務局の長作成の回答文書の控え(2件)

ウ C文書のうち不開示とされている部分の不開示情報該当性

C文書を構成する各文書に記録された情報のうち不開示とされているものの不開示情報該当性について検討すると、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 法第5条第6号該当性

C文書を構成する質問文書及び回答文書に記録された情報からは、実地検査及びその延長である検査過程における会計検査院の具体的な検査事項ないし検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項等を端的に読み取ることが可能である。

また、質問文書の作成・発遣及び回答文書の受領は、会計検査院と受検庁との間の意見交換ないし討議の内容を踏まえて行われるものであるから、質問文書及び回答文書に記載される情報も、これらの意見交換ないし討議と同様に、その内容の不公表を前提とするものである。

さらに、質問文書及び回答文書に記録された情報は、なお検査の一過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、前記(2)ウ(ア)で述べた各種の「おそれ」と同様の「おそれ」があり、これらの情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する「おそれ」があるものに該当する。

(イ) 法第5条第5号該当性

C文書を構成する各文書に記録された情報は、実地検査及びその延長である検査過程における会計検査院の検査の結果等に関する情報及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換ないし討議の内容に関する情報であり、その性質上は、なお検査の一過程における未成熟な情報であって、本来的に公表になじまない性格のものである。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、前記(2)ウ(イ)で述べた各種の「おそれ」と同様の「おそれ」があり、

これらの情報は、法第5条第5号に規定する「おそれ」があるものにも該当する。

(5) D文書に記録された情報の不開示情報該当性

ア D文書を構成する各文書の内容・性質

D文書は、A文書ないしC文書のいずれにも該当しない文書であり、その内容・性質は、本件社会保険事務局内部における決裁文書のかみ等である。

イ D文書のうち不開示とされている部分の不開示情報該当性

D文書を構成する各文書に記録された情報のうち不開示とされているのは、会計検査院が実地検査において検査の対象とし又は同院が実地検査の結果を踏まえ追加調査等の実施を指示した検査事項、医療機関等に関する情報である。

これらの情報は、いずれも会計検査院の実地検査及びその延長である検査過程における検査の内容ないし検査の結果等に関する情報、すなわち、検査の一過程における未成熟な情報であることから、その不開示情報該当性等については、前記(2)ウでA文書について述べたところとほぼ同様である。

ウ D文書のうち原処分で開示されている部分と不開示とされている部分との相違

D文書に記録された情報のうち、(a)会計検査院が実地検査(医療費の検査)を実施した事実に関する情報、(b)当該実地検査(医療費の検査)の結果、同院による打合せ事項があった旨の情報については、原処分において既に開示されているところであるが、上記イとの関係でその理由を説明すると次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 会計検査院が実地検査(医療費の検査)を実施した事実に関する情報について

「医療費の検査」という言葉は、通常、医療費に関する会計検査一般を示すもの、又は、「年金の検査」、「補助金の検査」などという場合と同様に会計検査の一分野全般を意味するものとして使われているが、会計検査院がこのような「医療費の検査」を実施している事実は、決算検査報告のほか、同院のホームページ等において、重要な検査領域として当該検査に積極的に取り組んでいることが公表されるなどして、広く一般に公にされている情報となっている。

そして、この「医療費の検査」には、医療費に関する様々な検査上の関心、着眼点から実施される会計検査が含まれることになる。

このように、会計検査院が「医療費の検査」を実施していることは公知の事実であり、「医療費の検査」を実施したという事実からは、同院の具体的な検査事項ないし検査の内容等を端的に読み取ることとはできず、当該情報は、単に、医療費に関する会計検査を実施したという事実を示しているのみである。

また、原処分では、本件実地検査の検査担当課を示す情報について、外形的事実に関する情報として部分開示されているところ、当該課が「医療費の検査」を担当していることは、会計検査院の規則等から容易に判明するものであり、本件開示請求書の記載内容及び本件対象文書として特定された文書とを照らし合わせれば、14年及び16年に同院が本件社会保険事務局に対し実地検査（医療費の検査）を実施した事実については、事実上、本件開示請求者に対し既に明らかにされているものといえる。

このため、原処分では、当該「医療費の検査」を実施した事実に関する情報が記録された部分については開示したものである。

(イ) 実地検査（医療費の検査）の結果、会計検査院による打合せ事項があった旨の情報について

本件諮問事件は、本件社会保険事務局の長に対して行われた開示請求について、同局長が本件対象文書を特定の上、処分庁に事案を移送し、処分庁において開示決定等を行ったものである。

そして、事案の移送は、移送元の行政機関の長において開示請求の対象文書の存在を確認し、その特定が行われた後になされるものであり、また、事案の移送を行った場合、移送元の行政機関の長は、法第12条第1項の規定に基づき、開示請求者に対し、事案を移送した旨のほか、移送文書の名称等を書面により通知することとされている。すなわち、事案の移送に係る手続は、対象文書が存在していることを前提として行われるものである。

本件開示請求は、開示請求書の記載によれば、「指摘事項に関する会計検査院からの指示文書」（別表1の(1) 参照）等の開示を求めており、これについて本件社会保険事務局の長から処分庁に対して事案の移送が行われたということは、本件対象文書の一つである「指摘事項に関する会計検査院からの指示文書」等が行政文書として存在し、これを前提に特定が行われたことを示している。すなわち、会計検査院の実地検査（医療費の検査）の結果、本件社会保険事務局に係る打合せ事項があったことを意味している。

また、本件社会保険事務局の長は、本件開示請求者に対し、事案の移送をした旨及び移送文書の名称等を書面により通知しており、これにより、本件対象文書の一つとして「指摘事項に関する会計検査院からの指示文書」等が存在すること及び会計検査院が同局に対し実施した実地検査（医療費の検査）の結果、同局に係る打合せ事項があったことが、事実上、本件開示請求者に対し既に明らかにされているものといえる。

このため、原処分では、当該実地検査（医療費の検査）の結果、会計検査院による打合せ事項があった旨の情報が記録された部分について部分開示を行ったものである。

上記(ア)及び(イ)を踏まえると、本件対象文書の特定に至る経緯等により明らかとされている情報は、14年及び16年に会計検査院が本件社会保険事務局に対し実地検査（医療費の検査）を実施した事実、並びに、当該実地検査（医療費の検査）の結果、同局に係る打合せ事項があった事実のみであり、同院が同局に対して実施した実地検査（医療費の検査）において、具体的にどのような検査事項について検査を実施したのか、又は、当該事項についての検査の結果、同院による打合せ事項があったかどうかについてまで明らかにするものではない。

「医療費の検査」は、医療費に関する会計検査一般を意味するものであり、公知の情報であることなどから、不開示情報に該当しないものである。これに対して、D文書のうち不開示とされている部分に記録されている検査事項等に関する情報は、会計検査院の具体的な検査事項ないし検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項等を端的に示す検査の結果等に関する情報に属するものであるから、法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報に該当するものである。

### 3 部分開示の適否について

法第6条第1項の規定によると、「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」ときは、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」は別として、「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とされている。

他方で、法第6条第2項の規定によると、開示請求に係る行政文書に法第5条第1号に該当するいわゆる個人識別情報が記録されている場合にお

いて、当該情報から個人識別情報に係る記述等の部分を除くことにより、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」には、当該情報を更に細分化して部分開示すべきことが規定されているから、この反対解釈として、行政機関は、同条第5号又は第6号に該当する情報については、その各号に規定する「おそれ」を基礎付けるひとまとまりの情報（独立一体的な情報）を更に細分化して部分開示すべき法的義務を負わないものである。

そして、原処分において、法第5条第5号及び第6号に該当する不開示情報であることを理由として不開示とされているものは、いずれもこれら各号に規定する「おそれ」を基礎付ける「ひとまとまりの情報」（独立一体的な情報）が記録された部分であり、他方で、これらのおそれを基礎付けるひとまとまりの情報（独立一体的な情報）が記録された部分であると認められない部分（いわゆる外形情報が記録された部分）については、原処分において、既に適切な部分開示が実施されているところである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成17年（情）諮問第2号、平成17年（情）諮問第3号及び平成17年（情）諮問第4号を併合し、調査審議を行った。

平成17年	1月	7日	諮問書の收受
同年	12月	1日	諮問第2号、第3号及び第4号の併合
同年	12月	16日	諮問庁から諮問内容の一部変更についての通知を收受
同年	12月	27日	諮問庁から意見書を收受
平成18年	1月	10日	諮問庁の職員（会計検査院第2局厚生労働検査第3課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	2月	7日	諮問庁の職員（会計検査院第2局厚生労働検査第3課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
同年	3月	10日	審議
同年	4月	10日	審議
同年	5月	15日	審議
同年	6月	12日	審議
同年	7月	13日	諮問庁から追加意見書を收受
同年	7月	26日	諮問庁の職員（会計検査院第2局厚生労働

検査第3課長ほか)からの口頭説明の聴取  
及び審議

同年 8月22日 審議

同年 9月21日 審議

同年10月23日 審議

同年11月30日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、開示請求を受けた本件社会保険事務局の長において、当該開示請求の対象文書として本件対象文書が特定された上で、会計検査院の事務総長(処分庁)に移送された事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、平成17年8月に本件対象文書の一部を不開示とする決定(第一次決定)を行った。そして、これに対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

その後、処分庁は、17検査年次の検査過程が終了したことにより、同年11月に、第一次決定で不開示としていた部分のうちの一部(第200号決定及び第201号決定に係る部分の一部)については、不開示とする決定を維持する理由がなくなったとして追加開示する旨の第二次決定を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を原処分の変更後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更しているため、以下、当該部分について、その当否を検討することとする。

### 2 本件対象文書について

#### (1) 文書1及び文書10

文書1は、14年実地検査に関し、当該実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事態の内容、当該事態について同院から求められた追加調査の指示内容等について、本件社会保険事務局が、自ら作成し又は同院から交付された文書を取りまとめた文書である。

また、文書10は、16年実地検査に関し、文書1と同様の内容について、本件社会保険事務局が取りまとめた文書である。

これらは、いずれも、本件請求文書のうち、別表1の(1)及びに当たるものとして特定されたものである。

#### (2) 文書2及び文書11

文書2及び文書11は、会計実地検査の結果を踏まえ、会計検査院から求められた追加調査の一環として、関係先に対して行う確認のための

調査（確認調査）の実施に関する文書であり、文書 2 は 14 年実地検査に、文書 11 は 16 年実地検査に、それぞれ係るものである。

これらは、いずれも、本件請求文書のうち、別表 1 の(3) に当たるものとして特定されたものである。

(3) 文書 3、文書 6 及び文書 7

文書 3、文書 6 及び文書 7 は、14 年実地検査の結果を踏まえ、会計検査院から求められた追加調査の実施状況及び調査結果について、本件社会保険事務局が同院の検査担当課に対して 3 回に分けて行った報告に関する各回の文書である。

これらは、いずれも、本件請求文書のうち、別表 1 の(2)、(3) 及び(4) に当たるものとして特定されたものである。

なお、諮問庁の説明によれば、16 年実地検査に関しては、本件開示請求時点において、追加調査の結果等の報告に関する文書は作成されていなかったとのことである。

(4) 文書 4 及び文書 8

文書 4 及び文書 8 は、いずれも、14 年実地検査の結果について、当該事態に対する本件社会保険事務局の見解を質すために会計検査院の担当局長から本件社会保険事務局の長に対して発せられた質問文書であり、文書 4 は 14 年 9 月に、文書 8 は 15 年 8 月に、それぞれ発遣されたものである。

これらは、いずれも、本件請求文書のうち、別表 1 の(1) に当たるものとして特定されたものである。

なお、諮問庁の説明によれば、16 年実地検査に関しては、本件開示請求時点において、質問文書は発遣されていなかったとのことである。

(5) 文書 5 及び文書 9

文書 5 及び文書 9 は、上記(4)の質問文書に対する回答として、本件社会保険事務局の長が会計検査院の担当局長に対して送付した回答文書の控えであり、文書 5 は文書 4 に対する回答として 14 年 9 月に、文書 9 は文書 8 に対する回答として 15 年 8 月に、それぞれ送付されたものの控えである。

これらは、いずれも、本件請求文書のうち、別表 1 の(2) に当たるものとして特定されたものである。

なお、諮問庁の説明によれば、前記(4)のとおり、16 年実地検査に関しては、本件開示請求時点において質問文書は発遣されておらず、したがって、回答文書も作成されていなかったとのことである。

### 3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いについては、次のような事情が認められる。

#### (1) 会計検査院の検査

会計検査院では、限られた人員の下で、多数の受検庁に係る多岐にわたる検査事項について検査を行っている。また、会計検査院の検査は、捜査機関による搜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査の過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査調書、報告書、資料等の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

#### (2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等だけを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

#### (3) 検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、前記(1)の検査の過程において収集、作成等される検査調書、報告書、資料等を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生じるおそれがあるとしている。

#### (4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたものだけであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、各種検査調書、報告書、資料等の作成・提出、質問文書と回答文書のやり取り等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査調書、報告書、資料等や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及びやり取り等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断過程の不公表の取扱いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上でも、また、検査調書、報告書、資料等に記載された内容が同院の正式な検査の結果等であるかのように誤解され、受検庁又はその他の関係者が未成熟な情報に基づき社会的非難を受ける

などの不当な不利益等が生じないようにする上でも、理由のないものではないと認められる。

一方、本件諮問事件においては、原処分において、本件対象文書が「医療費の検査」に係るものであるという情報は開示されている。すなわち、原処分によって、既に、本件社会保険事務局に対する14年及び16年の会計実地検査において、「医療費」の検査が実施され、その結果、「医療費」について、会計検査院から疑義があるとされ、追加調査を求められた事態が存在すること、それを受けて、同局が、「医療費」に関し、関係先に対する確認調査等を含む追加調査を実施していること、さらに、14年実地検査については、本件開示請求時点において追加調査の結果を同院に報告していること、また、それらを踏まえ、質問文書と回答文書のやり取りが行われていることといった事実が明らかにされている。

以上のような事情を前提に、当審査会において見分した本件対象文書の具体的内容を踏まえつつ、不開示とされている部分の不開示情報該当性を各文書ないし各部分ごとに検討することとする。

#### 4 不開示情報該当性について

##### (1) 文書1

文書1は、14年実地検査に係る文書であり、(a)本件社会保険事務局内の決裁の伺い書(かがみ)の部分、(b)当該実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項を整理した一覧表の部分、(c)疑義があるとされた事態の具体的な内容及び追加調査の指示につき同院から交付された文書、並びに(d)当該追加調査の結果を同院に報告するために用いられる検査調書の記載要領及び様式として同院から交付された文書から構成されている。

これらの各部分のうち、(a)の部分についてはその全部が開示されており、(b)、(c)及び(d)の部分についてはそれぞれその全部又は一部が開示とされている。

ア 14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項の一覧表(前記(b))

これは、14年実地検査の結果、会計検査院の検査担当官から疑義があるとされた事項について、本件社会保険事務局が一覧表の形式で整理したものである。このうち、枠の外の表題及び頁番号は開示されており、枠で囲まれた表の部分の全部が開示とされている。

当該表の部分を公にした場合、以下のように、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

(ア) この表の部分には、14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項について、その態様別に事態の具体的な内容や関係先の具体的な名称等が記載されており、これらの記載内容は、同院の具体的な検査の観点・着眼点を端的に読み取ることができるものである。

したがって、これらの情報が公になり、本件社会保険事務局以外の受検庁を含む受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査の観点・着眼点が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

(イ) この表の部分に記載された前記のような検査の結果等に関する情報は、会計実地検査の実施直後という事実関係の把握・確認等が十分でない段階において会計検査院の検査担当官から疑義があるとされた事項に基づいて取りまとめられたものであり、実地検査実施後も引き続き追加調査等による検証を行い、さらに、質問文書と回答文書のやり取りを行うなどして、同院と受検庁との間の討議等により、その内容を補完することが予定されているものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院と受検庁との間での十分な討議等や同院内に設けられている慎重な審理・判断過程における審議・検討を経て示された同院の正式な検査の結果等を表しているものではなく、検査の過程における精度不十分な情報すなわち未成熟な情報である。

したがって、このような未成熟な情報が公にされると、前記3(4)で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件の検査に直接関係する受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における他の受検庁等一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等の途上における未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他

の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあるなどと主張している。

会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとする場合等には、不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書1中、14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項の一覧表のうちの枠で囲まれた表の部分は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事態の具体的内容や追加調査の指示内容が記載された部分（前記(c)）

これは、14年実地検査の結果、会計検査院が、疑義があり、更に調査の必要があるとした事態について、事態の具体的内容や追加調査の指示内容を事態の類型ごとに記述し、本件社会保険事務局に交付し

たものである。本部分は、その全部が開示とされている。

当該部分には、前記アの一覧表と同様に、14年実地検査の結果、会計検査院が疑義があるとした事態の具体的内容や関係先の具体的名称等が記載されているほか、追加調査に関する同院の指示内容が記載されている。

これらの記載内容は、具体的な検査の観点・着眼点を端的に示すものであるから、これらの情報が公になり、受検庁等一般に知られることとなった場合には、前記ア(ア)と同様に、受検庁等においていわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、これらの検査の結果等に関する情報は、会計実地検査の実施期間中という事実関係の把握・確認等が十分でない段階で取りまとめられた未成熟な情報であるから、このような情報が公にされると、前記ア(イ)と同様に、検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、会計検査院と受検庁との間での情報・資料の提供及び収集、意見交換等に支障が生じるなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書1中、14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事態の具体的内容や追加調査の指示内容が記載された部分は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### ウ 14年実地検査に係る検査調書の記載要領及び様式（前記(d)）

これは、14年実地検査の結果を踏まえて会計検査院から求められた追加調査について、本件社会保険事務局がその結果を同院に報告するための検査調書の記載要領及び様式であり、本件の検査担当課が作成し、同局に交付したものである。これは、会計実地検査に先立って、受検庁の事務・事業の概要等を把握するために定例的に徴するいわゆる一般調書とは異なり、特定の検査事項に関し、特定の検査の着眼点に沿って作成されるいわゆる特別調書と称されるものである。本件調書の記載要領及び様式には、追加調査を実施すべき事項の内容、調査方法、追加調査の結果を取りまとめて記載する様式、その記載方法及び調書に添付して提出すべき各種の関係資料の種別・内容等が詳細に記述されている。

本部分のうち、記載要領については、表題及び調書を構成する各様

式のうち総括的な表の名称、各様式の番号等は開示されており、各様式のうち総括的な表を除くものの名称、調書の具体的な記載方法等の記述部分、会計検査院側の連絡先に係る記載及び別表の部分（別表の番号を示す記述を除く。以下同じ。）が開示とされている。また、様式については、総括的な表の表題（関係分野を示す記述を除く。）、様式番号（関係分野を示す記述を除く。）、都道府県名の記載に係る部分及び枠で囲まれた表の部分の枠外に設けられた当該調書の作成部署の名称の記載に係る部分は原則として開示されており、総括的な表を除く様式の表題や様式の内容部分（枠で囲まれた表の部分及びこれに付随する部分）の大部分等が開示とされている。

(ア) 総括的な表を除く様式の表題、調書の具体的な記載方法等の記述部分、別表の部分、及び様式の内容部分（後記(ウ)の部分を除く。）

本件調書の記載要領及び様式は、本件検査事項に係る検査のために、会計検査院の検査担当課がその検査上の関心、必要性に即して設定したものであり、不開示とされている部分のうち、総括的な表を除く様式の表題、調書の具体的な記載方法等の記述部分、別表の部分、及び様式の内容部分（後記(ウ)の部分を除く。）は、検査（同院の指示を受けて本件社会保険事務局等が行う調査を含む。）の具体的な対象、具体的な検査手法、検査に当たって確認すべき資料の種別・内容やそのサンプルの選択の仕方、サンプル数、同院における検査結果の取りまとめの仕方等を具体的かつ詳細に読み取り又は推認することができるものである。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院の検査の観点・着眼点、検査手法、検査ノウハウ等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、これらの情報からは、本件検査の検査の対象、検査の結果等を一定程度推知することができる場所であり、それらは、会計実地検査の実施期間中という段階における未成熟な情報である。したがって、このような未成熟な情報が公にされると、前記ア(イ)と同様に、検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、会計検査院と受検庁との間での情報・資料の提供及び収集、意見交換等に支障が生じるなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書1中、14年実地検査に係る検査調書の記載要領及び様式のうちの総括的表を除く様式の表題、調書の具体的な記載方法等の記述部分、別表の部分、及び様式の内容部分（後記(ウ)の部分を除く。）は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 会計検査院側の連絡先に係る記載部分

本件調書の記載要領のうち、会計検査院側の連絡先に係る記載部分には、本件検査の検査担当課の名称、当該課の直通電話番号及びファックス番号等が記載されている。

このうち、検査担当課の名称は、本件対象文書のうち原処分で開示されている部分で既に明らかになっている。また、当該課の直通電話番号及びファックス番号は、特定の目的のみに専用されるものではなく、同課と外部との連絡に一般的に利用されているものであることであり、特に秘匿すべき情報であるとは考えられない。

したがって、これらの情報は、それ自体として法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められず、また、これらの記載部分は、その内容からも記載の形式からも、前記(ア)で述べた調書の具体的な記載方法等の部分と一体であるとも認められない。

よって、文書1中、14年実地検査に係る検査調書の記載要領のうちの会計検査院側の連絡先に係る記載部分は開示することが妥当である。

(ウ) 本件対象文書の59枚目にある様式の表の枠外右上の記載のうち、様式番号の下の記載部分

当該部分は不開示とされているが、この部分の記載は、本件対象文書に含まれている本様式と同種の様式における同様の部分の情報と同じ内容のものであり、同種様式における該当部分は原処分が開示されている。

したがって、本様式の当該部分についても不開示とする理由は認められず、開示することが妥当である。

(2) 文書2

文書2は、14年実地検査に係る文書であり、(a)本件社会保険事務局内の決裁の伺い書（かがみ）の部分、(b)関係先に対する確認調査の実施の通知文、及び(c)当該実地検査の結果、会計検査院から疑義があ

るとされた事項を整理した一覧表の部分から構成されている。

これらの各部分のうち、(a)の部分についてはその全部が開示されており、(b)及び(c)の部分についてはそれぞれその一部が開示とされている。

ア 14年実地検査に係る関係先に対する確認調査の実施の通知文（前記(b)）

これは、14年実地検査の結果を踏まえて確認調査を実施するに当たり、本件社会保険事務局が、関係先である保険医療機関等に対し、その協力を得るために発した通知文（関係先に実際に発送した通知の控えではなく、日付、送付先、医療機関等の具体的名称等が記載されていない文書のひな形。以下同じ。）である。

本通知文は、本件請求文書中、「会計検査院実地検査に係る『確認調査』に関する資料等」の一部である「保険医療機関への連絡文書」（別表1の(3)）に当たる文書として特定されたものである。原処分においてこのような文書の存在を明らかにし、また、その記載内容の一部を開示することにより、本件社会保険事務局に対する14年の実地検査において、会計検査院が疑義があるとし追加調査を求めた事態は保険医療機関に関係する事態であるという検査の結果等に関する情報の一端が明らかにされることとなっている。

この点について、諮問庁は、検査の過程等における検査の結果等に関する情報は基本的に明らかにしないものとして扱っているが、本件諮問事件の場合、以下のような同事件に特有の事情を踏まえ、検査の結果等に関する情報のうち、上記のような範囲の情報に限って、これを明らかにしたものであると説明している。すなわち、本件諮問事件の場合、会計検査院に直接開示請求がなされたのではなく、受検庁である本件社会保険事務局に対して請求がなされたものであり、事案の移送は対象文書が存在することを前提として認められるものであると解されていることもあって、同局においては、「会計検査院実地検査に係る『確認調査』に関する」「保険医療機関への連絡文書」に該当する行政文書が存在するとした上で、同院に事案の移送を行ったものである。その他、前記第3の2(5)ウのとおり、本件対象文書の特定の経緯等により、本件社会保険事務局に対する14年の実地検査（及び16年の実地検査）において、「医療費」に係る検査が行われ、「医療費」の検査に関して、会計検査院が疑義があるとし、追加調査が実施されるに至った事態があったということ、及び、当該事態は保険医

療機関に係るものであるということは、既に事実上本件開示請求者に対して明らかになっていると考えられる。このため、本件対象文書の記載の中でそのような情報を示す部分については、原処分において開示したものであるとのことである。

一方、諮問庁は、14年実地検査（及び16年実地検査）において会計検査院が疑義があるとした事項が、「医療費」の検査のうちどのような分野に係るものであるかが推認できる情報については、そのような情報が既に明らかになっているわけではなく、かつ、当該情報は同院の具体的な検査事項ないし検査の内容、着眼点等を示す情報であるため、法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報に該当するとしている。そして、本通知文のうち不開示とされている部分は、まさにこのような情報を示すものであることから、不開示としたものであると説明している。

当該不開示部分について、当審査会において見分したところ、この部分には、14年実地検査の結果、会計検査院において「医療費」の検査と分類している検査事項のうち、ある特定の分野に係る事項について同院が疑義があるとしたことを示す情報が記載されていることが認められた。

確かに、諮問庁が主張するように、一般には、ある会計実地検査における検査の結果がある一定の検査分野に係るものであることが既に明らかになっている場合であっても、それが更にどのような特定の分野に係るものであるかという情報は、検査の結果等に関する情報の一部を成すものである。そして、会計検査を取り巻く現在の状況にかんがみれば、そのような情報が、検査の観点・着眼点を示すものであったり、検査の過程における検査の結果等を示す未成熟な情報であったりするものとして、法に規定する不開示情報に該当すると認め得る場合も少なくないと考えられる。

しかし、こと本件の場合についてみれば、次のような事情が認められる。すなわち、本件諮問事件では、本件対象文書の特定の経緯等により、本件社会保険事務局に対する14年の実地検査（及び16年の実地検査）において「医療費」に係る検査が行われ、かつ、「医療費」の検査に関して、会計検査院が疑義があるとし、追加調査を求めた事態があったこと、さらに、当該事態は保険医療機関に係るものであることが既に明らかになっている。そして、近年の決算検査報告において「医療費」という分類の下に掲記されている事項（社会保険事

務局に対する検査に係るものに限る。)には前記の特定分野に係るものが多く、かつ、当該特定分野に係る事項は毎年掲記されていること、そして、それらは保険医療機関等に関連するものであることが認められる。さらに、その中には本件社会保険事務局に係る事態も一度ならず含まれているところである。このような本件を取り巻く事情からすれば、本件の事態が前記の特定分野に係るものであることは十分推測し得るものと考えられる。

このような事情を踏まえれば、原処分により、本件の事態が「医療費」に係るものであることが明らかになっている状況の下で、更にそれが前記の特定分野に係るものであるという情報を追加的に明らかにしたからといって、会計検査院が行う検査に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)その他法第5条各号に規定する「おそれ」が新たに生じることになるとまでは認められない。

したがって、文書2中、関係先に対する確認調査の実施の通知文のうち不開示とされている部分は、法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

イ 14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項を整理した一覧表(前記(c))

これは、前記(1)アの一覧表に、追加調査の実施主体に関する若干の書き込みが加えられたものである。このうち、枠の外の表題及び頁番号は開示されており、枠で囲まれた表の部分の全部及び枠内の記載に対応して枠外に記載された追加調査の実施主体に関する記載が開示とされている。

これらの不開示とされている部分の記載内容は、前記(1)アで述べたように、具体的な検査の観点・着眼点を端的に読み取ることができるものであり、また、検査の過程における検査の結果等を示す未成熟な情報でもある。

したがって、文書2中、14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項を整理した一覧表のうちの枠で囲まれた表の部分及び枠外の追加調査の実施主体に関する記載の部分は、前記(1)アの一覧表と同様に、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認め

られる。

(3) 文書 3、文書 6 及び文書 7

文書 3、文書 6 及び文書 7 は、いずれも、(a)本件社会保険事務局内の決裁の伺い書（かがみ）の部分、(b)会計検査院に提出する報告書の発信人、名あて人、送付文等が記載された送付状の部分、(c)追加調査の結果の概要を整理した一覧表の部分、並びに(d)追加調査の結果を同院の検査担当課から示された検査調書の様式等に従って記載した部分及びその添付資料から構成されている。

これらの各部分は、いずれも、その一部が不開示とされている。

ア 決裁の伺い書及び報告書の送付状（前記(a)及び(b)）

文書 3、文書 6 及び文書 7 の決裁の伺い書及び報告書の送付状のうち不開示とされている部分には、14年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされ、追加調査を求められた事態の関係先である保険医療機関等の数・種別に加え、当該機関等の具体的な名称等が記載されている。

これらの情報は、前記(1)ア(イ)で述べたのと同様に、検査の過程における未成熟な情報であるから、このような情報が公にされると、前記(1)ア(イ)と同様に、検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、会計検査院と受検庁との間での情報・資料の提供及び収集、意見交換等に支障が生じるなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、文書 3、文書 6 及び文書 7 中、決裁の伺い書及び報告書の送付状のうちの事態の関係先に係る記載部分は、公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第 5 号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 追加調査の結果の概要を整理した一覧表（前記(c)）

これは、本件社会保険事務局が、14年実地検査の結果に基づく会計検査院の求めにより実施した追加調査について、調査の進行状況、調査方法、調査結果、調査結果に基づいて予定する措置等の調査の概要を、前記(1)アの一覧表を基礎にして作成したものである。このうち、枠の外の表題及び頁番号は開示されており、枠で囲まれた表の部分の全部が不開示とされている。

この表の部分の記載内容は、前記(1)ア(ア)で述べたように、会計検査院の具体的な検査の観点・着眼点を端的に読み取ることができるも

のであり、かつ、同院の求めにより実施される追加調査の具体的な実施方法を端的に示すものでもある。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁等一般に知られることとなった場合には、前記(1)ア(ア)で述べたことに加え、会計検査院の指示に基づく調査の具体的な実施方法という同院の検査方法の一環を成す情報が受検庁等一般に推認され、いわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、これらの情報は、検査の結果等に関する情報であるが、質問文書と回答文書のやり取り等による会計検査院と受検庁との間の十分な討議等や同院内に設けられている慎重な審理・判断過程における審議・検討を経て示された同院の正式な検査の結果等を表しているものではなく、検査の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が公にされると、前記(1)ア(イ)と同様に、検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、会計検査院と受検庁の間での情報・資料の提供及び収集、意見交換等に支障が生じるなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書3、文書6及び文書7中、追加調査の結果の概要を整理した一覧表の表の部分は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 追加調査の結果を検査調書の様式等に従って記載したもの（前記(d)）

これは、14年実地検査に係る追加調査の結果を、前記(1)ウで述べた検査調書の様式及び別表に従って整理したもの（調書部分）及びその添付資料であって、会計検査院に提出する報告書の内容を成すものである。このうち、調書部分については、様式中の総括的表の表題（関係分野を示す記述を除く。）、様式及び別表の番号（関係分野を示す記述を除く。）並びに様式中の都道府県名の記載に係る部分及び枠で囲まれた表の部分の枠外に設けられた当該調書の作成部署の名称の記載に係る部分は開示されており、総括的表を除く様式及び別表の表題や内容部分（枠で囲まれた表の部分及びこれに付随する部分）の大部分等が不開示とされている。また、添付資料部分については、そ

の全部が開示とされている。

これらの不開示とされている部分は、前記(1)ウで述べた調書の記載要領及び様式に従い、個別の事態について記述され又は収集されたものであるから、前記(1)ウ(ア)で述べた会計検査院の検査の観点・着眼点、検査手法、検査ノウハウ等に係る情報について、個別の事態に応じ、より具体的かつ詳細に読み取り又は推認することができるものである。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁等一般に知られることとなった場合には、前記(1)ウ(ア)と同様に、会計検査院の検査の観点・着眼点、検査手法、検査ノウハウ等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、これらの情報は、本件検査の検査の対象、検査の過程における検査の結果等を具体的かつ詳細に示すものであり、前記イの一覧表と同様に、検査の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が公にされると、前記(1)ア(イ)と同様に、検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、会計検査院と受検庁との間での情報・資料の提供及び収集、意見交換等に支障が生じるなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書3、文書6及び文書7の追加調査の結果を検査調書の様式等に従って記載したもののうち、様式中の総括的表を除く様式及び別表の表題及び内容部分（枠で囲まれた表の部分及びこれに付随する部分）のうち不開示とされている部分並びに添付資料部分は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### (4) 文書4及び文書8

文書4及び文書8は、いずれも、質問文書の発信人、名あて人、送付文等が記載された送付状の部分と質問の内容及び件名に係る部分から構成されている。

これらの各部分のうち、送付状の部分についてはその全部が開示されており、質問の内容及び件名に係る部分についてはその全部が開示とされている。

これらの質問文書に記載されている質問の内容及び件名に係る部分

は、14年実地検査における特定の検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果等を示すものである。

そして、質問文書は、前記3(1)で述べたとおり、会計検査院の検査過程において、これに対する回答文書とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核を成すものであり、そこに記述された検査の結果等については、同院内に設けられている慎重な審理・判断過程において更に審議・検討を重ねることが予定されているものである。すなわち、質問文書に記載されている質問の内容及び件名は、検査事項に対する会計検査院の最終的な結論を示したのではなく、同院の正式な検査の結果等の素案ともいふべき未成熟な情報として取り扱われているものである。

したがって、このような未成熟な情報が公にされると、前記(1)ア(1)と同様に、検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、会計検査院と受検庁の間での情報・資料の提供及び収集、意見交換等に支障が生じるなどして、検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書4及び文書8中、質問の内容及び件名に係る部分は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### (5) 文書5及び文書9

文書5及び文書9は、いずれも、回答文書の発信人、名あて人、送付文等に係る部分と回答の内容に係る部分から構成されている。

これらの各部分のうち、発信人、名あて人、送付文等に係る部分は開示されており、回答の内容に係る部分は不開示とされている。

これらの回答文書に記載されている具体的な回答の内容は、前記(4)の質問文書中の質問の内容等に係る部分に記載された検査の結果等に対する本件社会保険事務局の見解等を示すものであり、質問文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断過程の途上における未成熟な情報として取り扱われているものである。

したがって、文書5及び文書9中、回答の内容に係る部分は、前記(4)で述べた質問文書のうちの質問の内容等に係る部分と同様に、法第5条第6号イに規定する「おそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(6) 文書 10

文書 10 は、16 年実地検査に係る文書であり、14 年実地検査に係る文書 1 と同様に、(a) 本件社会保険事務局内の決裁の伺い書（かがみ）の部分、(b) 16 年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項を整理した一覧表の部分、(c) 疑義があるとされた事態の具体的な内容及び追加調査の指示につき同院から交付された文書、並びに (d) 当該追加調査の結果を同院に報告するために用いられる検査調書の記載要領及び様式として同院から交付された文書から構成されている。

これらの各部分のうち、(a) の部分についてはその全部が開示されており、(b)、(c) 及び (d) の部分についてはそれぞれその全部又は一部が開示とされている。

ア 16 年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項の一覧表（前記 (b)）

この一覧表の性格及び記載内容並びに不開示とされている部分の範囲及び内容は、前記 (1) アの 14 年実地検査の結果に係る文書 1 のうちの一覧表の場合と同様である。

したがって、文書 10 中、16 年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項の一覧表のうち不開示とされている部分は、前記 (1) アの一覧表中の不開示部分と同様に、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 16 年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事態の具体的な内容及び追加調査の指示内容が記載された部分（前記 (c)）

この部分の性格及び記載内容並びに不開示とされている部分の範囲及び内容は、前記 (1) イの 14 年実地検査の結果に係る文書 1 のうちの事態の具体的な内容及び追加調査の指示内容が記載された部分の場合と同様である。

したがって、文書 10 中、16 年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事態の具体的な内容及び追加調査の指示内容が記録された部分は、前記 (1) イの部分と同様に、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 16 年実地検査に係る検査調書の記載要領及び様式（前記 (d)）

これは、16 年実地検査の結果を踏まえて会計検査院から求められた追加調査について、本件社会保険事務局がその結果を同院に報告するための検査調書の記載要領及び様式である。

当該様式等の性格及び記載内容並びに不開示とされている部分の範

囲及び内容は、14年実地検査の結果に係る文書1のうちの調書の様式等(前記(1)ウ)の場合とおおむね同様である。なお、この様式等においては、文書1に係る前記(1)ウ(イ)の部分に相当する記載はなく、また、前記(1)ウ(ウ)の部分に対応する部分は原処分により既に開示されている。

したがって、文書10中、16年実地検査に係る検査調書の記載要領及び様式のうち不開示とされている部分は、前記(1)ウ(ア)の部分と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(7) 文書11

文書11は、16年実地検査に係る文書であり、14年実地検査に係る文書2と同様に、(a)本件社会保険事務局内の決裁の伺い書(かがみ)の部分、(b)関係先に対する確認調査の実施の通知文、及び(c)16年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項を整理した一覧表の部分から構成されている。

これらの各部分は、いずれも、その一部が不開示とされている。

ア 決裁の伺い書の部分(前記(a))

文書11の決裁の伺い書中、不開示とされている部分には、16年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされ、追加調査を求められた事態の関係先である保険医療機関等の数・種別等が記載されている。なお、14年実地検査に係る文書2の決裁の伺い書には、これに相当する記載はない。

文書11の決裁の伺い書に記載されたこれらの情報は、前記(3)アの事態の関係先に関する記載と同様に、会計検査院の検査の過程における検査の結果等に関する未成熟な情報である。

したがって、文書11中、決裁の伺い書のうち事態の関係先に関する記載部分は、前記(3)アの事態の関係先に関する記載と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 16年実地検査に係る関係先に対する確認調査の実施の通知文(前記(b))

これは、16年実地検査の結果を踏まえて確認調査を実施するに当たり、本件社会保険事務局が、関係先である保険医療機関等に対して発した通知文のひな形である。

当該通知文の性格及び記載内容並びに不開示とされている部分の範囲及び内容は、前記(2)アの14年実地検査に係る文書2のうちの通

知文の場合とほぼ同様となっている。なお、厳密には、不開示部分の記載中、一部字句の異なる部分があるが、本件対象文書中の他の部分の記載内容と照合したところ、当該字句の相違はそれぞれの年の実地検査の結果である事態の内容の差異に対応したものと認められない。したがって、当該相違から事態の具体的内容やその差異を推認することができるものとは認められない。

よって、文書 11 中、16 年実地検査に係る関係先に対する確認調査の実施の通知文のうち不開示とされている部分は、前記(2)アの通知文中の不開示部分と同様に、法に規定する不開示情報に該当するとは認められないので、開示することが妥当である。

ウ 16 年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項の一覧表(前記(c))

これは、前記(6)アの一覧表とほぼ同一の内容のものであり、不開示とされている部分の範囲及び内容は前記(6)アの一覧表中の対応部分の場合と同一である。

したがって、文書 11 中、16 年実地検査の結果、会計検査院から疑義があるとされた事項の一覧表のうち、不開示とされている部分は、前記(6)アの一覧表中の不開示部分と同様に、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

## 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「平成 14 年検査年次における医療に係る検査の結果等に関する情報」に基づく会計検査院の最終的な結論は既に出ており、公表されているのであるから、当該情報は精度不十分な情報でも未成熟な情報でもないとは主張している。

しかし、本件対象文書に記載されている 14 年実地検査(及び 16 年実地検査)に係る検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一過程における情報である。最終的に検査官会議で議決される前の段階の検査の結果等に関する情報は、その後の検査過程や審理・判断過程における討議・検討等の資料とされるものであって、会計検査院の最終的な結論を示したものではなく、内容の面でも記述方法の面でも最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであることに変わりはない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

## 6 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書については、文書 1、文書 2 及び文書 1  
1 について、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を開示することが妥当であると判  
断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 碓井 光明

委員 河野 正男

委員 早坂 禧子

(別表1) 本件請求文書

過去5年分の会計検査院実地検査に係る文書等であって、次の(1)から(3)までに該当するもの	
(1)会計検査院からの連絡文書等の一式	会計検査院実地検査による指摘事項
	指摘事項に関する会計検査院からの指示文書
	その他、会計検査院からの連絡文書
(2)会計検査院への報告文書等の一式	会計検査院からの指示に対する報告文書など
	その他、会計検査院への連絡文書
(3)会計検査院実地検査に係る「確認調査」に関する資料等	「確認調査」実施件数
	「確認調査」での調査事項と調査結果(返還金額含む)
	保険医療機関への連絡文書(実施通知、調査後の連絡通知・指示通知など全ての連絡文書)

(別表2) 開示することが妥当な文書(部分)

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分
文書 1 (平成17年(情) 諮問第2号)	・検査調書の記載要領	会計検査院側の連絡先に係る記載部分
	・検査調書の様式	本件対象文書の59枚目にある様式の表の枠外右上の記載のうち、様式番号の下の記載部分
文書 2 (平成17年(情) 諮問第2号)	・関係先に対する確認調査の実施の通知文	左のうち不開示とされている部分
文書 1 1 (平成17年(情) 諮問第3号)	・関係先に対する確認調査の実施の通知文	左のうち不開示とされている部分